

# 反グローバリズム、反統合、高失業、難民・不法移民 —「ルペン・ショック」後のEU政治右傾化の要因を読み解く—

田中 友義 *Tomoyoshi Tanaka*

駿河台大学 教授

(財)国際貿易投資研究所 研究員

本稿と同じタイトルで前回(本誌2002年8月、No.49)執筆した大きな理由は、2002年4月の仏大統領選挙第1回投票結果における極右候補の大幅な台頭、いわゆる「ルペン・ショック」であった。その時からすでに5年が経過しているが、フランスでの大統領選挙第1回投票日が本年4月22日に迫ってきている。再び「ルペン・ショック」が起こるのかどうか。

それはともかくとして、先の「ルペン・ショック」以後、2004年5月には中・東欧など10カ国のEU加盟、2007年1月ブルガリア、ルーマニアの2カ国の加盟が実現し、今や拡大EUは27カ国にまで膨れ上がった。しかしながら、急速な拡大に対するEU諸国民の不安を反映して、政府首脳の間でも拡大見直し論がこのところ浮上してきている。特に、イスラム教国トルコを初の加盟国として受け入れることに対するEU側の抵抗感はいわゆる根強いことも事実である。

他方、2005年5月末から6月初めにかけて、統合推進派のフランス、オランダで相次いで欧州憲法条約の批准が拒否され、英国、デンマークやポーランドなど一部の新規加盟国の批准手続きが凍結された。

さらに、総選挙を迎えた各国で、中道左派から中道右派、保守派への政権交代や極右政党の勢力拡大が相変わらず続いている。とくに、北欧や新規にEU加盟した中・東欧では改革派・EU加盟推進派であった政権が苦境に陥っていることや、イスラム系移民の若者の暴動やイスラム原理主義

者過激派によるテロ事件の頻発などに不安を高める国民が、極右や右翼政党への支持へ傾いてきていることに注目したい。

本稿の目的は、過去5年間の欧州政治の右傾化の潮流の深層を前回と同じキーワードから検証することである。

## 1. 仏・蘭が欧州憲法条約批准に 反対

前回の論稿の「おわりにー将来の統合論議」のところで筆者は、EU政治潮流の変化、とりわけ右傾化が欧州世論の「反統合」意識を高めて、統合の将来や拡大の論議に深い影を投げかけることを指摘した。こうした杞憂が現実化した象徴的な事件がフランス、オランダにおける欧州憲法条約批准の反対であった。

EU諸国における欧州憲法条約批准は、2004年11月のリトアニア議会による同条約承認を皮切りに開始された。同年12月ハンガリーの議会承認、2005年2月のスロベニア議会承認と続いた。加盟各国での批准が順調に進めば同条約は2006年11月1日に発効すると予想されていたが、批准の行方には不透明感があったことも事実であった。

「欧州憲法条約批准の試金石」として注目された同年2月20日、スペインが加盟国の先陣を切って憲法の是非を問う国民投票があった（注1）。開票の結果、賛成票76.73%、反対票17.24%と国民投票で加盟国が初めて欧州憲法条約を承認した。ただし、投票率は42.32%にとどまり、スペインの有権者の関心の低さを印象付けた。

ホセ・ルイ・サパテロ首相（José Luis Zapatero）は「明確な憲法支持は欧州への国民の感謝の表れだ。欧州市民はスペインが開いた道に続いてほしい」と語った（注2）。

有権者の賛否が拮抗していたために最も注目されたフランスの国民投票は、5月29日に実施された（注3）。フランスには議会による同条約の批准という選択肢があったが、ジャック・シラク仏大統領（Jacques Chirac）は「重要条約の是非は国民に直接問うべきだ」として国民投票にかける

方針を決定した。

この決定については、政権の求心力回復を狙ったフランソワ・ミッテラン大統領(当時、François Mitterrand)が、1992年9月のマーストリヒト条約批准の賛否を問う国民投票に対する方針を決定した当時を髣髴させるものであった。この時は、賛成51.0%、反対49.0の薄氷を踏む僅差で同条約が批准された。

フランスでは国民投票を2ヵ月後に控えて各種の世論調査で初めて反対が賛成を上回って反対世論が勢いを急速に増していた。否決されれば拡大EUの主導権を維持しようとするフランスの目論見が脆くも崩れ、シラク大統領が政治的打撃を被る恐れが強まった。

フランスの国民投票の開票結果を報じた仏主要紙の第一面には、「ショック」、「ノン(否)」、「ひどい結果」、「史上最大の『ノン』」などの大きな見出しが飛び交った。反対54.87%、賛成45.13%という予想を上回る10%ポイント近い大差で欧州憲法条約の批准は否決されたのだ。投票率は69.7%とスペインとは逆に国民の関心の高さを示す結果となった。

シラク大統領は「国民の多数が欧州憲法条約を拒否する決断をした事実を受け止める。この決断により欧州でフランスの国益を守るのが難しくなるのは避けられない」と述べた(注4)。

また、時を移さずして、欧州議会議長、欧州理事会議長、欧州委員会委員長の3首脳は「欧州共通の未来を構築する上で不可欠な原動力のひとつとなってきた加盟国がこのような選択をしたことを、われわれは遺憾に思う。われわれは激しい議論の結果表明された国民の意思を完全に尊重する。(中略) 欧州の建設は、本来的に複雑なものである。(中略) われわれは、欧州を前進させるという目標に向けて力を合わせ、貢献していくことを固く決意する」との共同宣言を発出した(注5)。

これは拡大EUの中核国であるフランスの批准否決の余波が、その他の加盟国での批准反対を増幅させかねない「否決の連鎖」、「否決のドミノ現象」という最も恐れる事態を何とか回避したいという意思表示でもあった。

政権の求心力は失われ、ジャン・

ピエール・ラファラン (Jean-Pierre Raffarin) 首相は更迭され、ドミニク・ドビルパン (Dominique de Villepin) 内相が首相に就任した。

フランスが常に欧州統合の建設において主導的な役割を演じているという自負心と、逆に時には国民のアイデンティティの後退に不安を抱き華々しい統合を挫折させるという祖国と国民を、仏歴史学者・パリ第一大学ロベール・フランク教授 (Robert Frank) は「フランスの躁鬱病」と名づける (注6)。

反対の理由は千差万別であった。欧州委員会が投票直後の5月30日、31日2,000人余のフランスの有権者を対象に行った世論調査では(「欧州憲法になぜ反対したのか」、重複回答)、最も多かった理由は「企業の海外移転、雇用が悪影響がある」(31%)、以下「経済状況が悪すぎて、失業が多い」(26%)、「憲法案はリベラル(自由主義)すぎる」(19%)、「仏大統領、政府、特定政党に反対」(18%)、「社会的欧州(ソーシャル・ヨーロッパ)がなくなる」(16%)、「複雑すぎる」(12%)、「トルコ加盟に反対」(6%) などとなっている (注7)。

反対理由の上位5位のうち三つが、雇用への不安、失業、現政権への不満であったことは注目を要するが、これらの反対の背景については、次節以下であらためて取り上げたい。

フランスの国民投票の結果の影響は、その直後の6月1日に実施されたオランダの国民投票の結果にも及んだ。オランダ国民は、反対61.5%、賛成38.5%とフランスに続いて欧州憲法条約の批准を23%ポイントという予想以上の大差で拒否し、同条約の成立は一層難しくなった。投票率は63.3%であった。

欧州委員会が6月2日から4日まで2,000人余のオランダの有権者を対象に行った世論調査結果(「なぜ否決の投票を行ったか」、重複回答)について、フランスと比較して特徴的なことは、「雇用が悪化し、企業が流出する」(7%) などへの不満よりも、「情報が不足していた」(32%)、「国家主権を喪失する」(19%)、「政府と特定政党への反対」(14%)、「欧州は費用がかかりすぎる」(13%)、「欧州統合に反対」(8%) などといった統合への批判的あるいは否定的な意見が上位の反対理由に来ていることで

ある（注8）。

欧州統合の牽引役を務めてきたフランス、オランダでの反対で批准手続きの延期が相次ぐことや「否決の連鎖」が起きることも考えられた。

「フランスのノン（否）はフランス一国の問題。オランダも否認すれば、欧州問題になる」とみられた（注9）。

仏ル・モンド紙は第1面に「欧州は危機に向けてさらに一步」という大きな見出しの記事を報じた（注10）。英国のジャック・ストロー外相（Jack Straw）は、欧州憲法条約の国民投票の実施手続きを停止し、先送りする方針を発表した。シラク大統領は「EU25カ国が時間をかけて欧州憲法条約について熟考し、その他の加盟国は批准手続きを継続するよう」と訴えた（注11）。

その後、2005年6月16、17日に開催されたブリュッセル欧州理事会は、2006年11月発効を目指していた欧州憲法条約の目標時期を先送りして2007年半ば以降に延期することで合意し、冷却期間をおくことにした。さらに2006年6月16、17日のブリュッセル欧州理事会でも欧州憲法条約に関する議論の期限を2008年末とする

ことで合意した。

2006年5月現在の批准状況は第1表のとおりである。それによると、25カ国のうち15カ国が批准、2カ国（フランス、オランダ）が批准拒否、国民投票など批准凍結が7カ国（英国、デンマークなど）、議会採決予定1カ国（フィンランド）となっている。その後、2007年1月末までにフィンランド、ブルガリア、ルーマニアの3カ国が批准したので、批准国は18カ国となっている。

## 2. 反統合、反グローバリズムの高まり

筆者は前回の論稿の中で、フランスの国民戦線（Front National）ジャン・マリー・ルペン党首（Jean-Marie Le Pen）は反統合、反グローバリズム、移民排斥といった選挙民に明確なスローガンを掲げてアピールしたことが、極右政党の急成長の要因であることを指摘した（注12）。

フランス、オランダにおける欧州憲法条約の賛否を問う国民投票で噴出したのは、エリート主導で進めてきた欧州統合に対する草の根の市民

第1表 欧州憲法制定条約の批准状況 (2006年5月10日現在)

加盟国	批准手続き	日程
オーストリア	議会採決	2005年5月11日下院、同25日 上院可決
キプロス	議会採決	2005年6月30日可決
ドイツ	議会採決	2005年5月12日連邦衆議院、 同27日連邦参議院可決
ギリシャ	議会採決	2005年4月19日可決
ハンガリー	議会採決	2004年12月20日可決
イタリア	議会採決	2005年1月25日下院、4月6日 上院可決
ラトビア	議会採決	2005年6月2日可決
リトアニア	議会採決	2004年11月11日可決
マルタ	議会採決	2005年7月6日可決
スロバキア	議会採決	2005年5月11日可決
スロベニア	議会採決	2005年2月1日可決
スペイン	議会採決と諮問のための国民投票	2005年2月20日に諮問のための 国民投票を実施、賛成票76.7%、 4月28日下院、5月18日上院可 決
フランス	国民投票	2005年5月29日国民投票実施、 反対54.7%で否決
オランダ	議会採決と諮問のための国民投票	2005年6月1日国民投票実施、 反対61.7%で否決
チェコ	国民投票予定	2006年末～2007年初めまで国民 投票実施延期
デンマーク	国民投票	国民投票実施延期 (日程未定)
エストニア	議会採決	2006年5月9日可決
フィンランド	議会採決	2006年後半 (理事会議長国) 批 准予定
アイルランド	議会採決と国民投票	国民投票実施延期 (日程未定)、 2005年10月13日議会に白書提 出
ベルギー	連邦議会・言語共同体・地域議会 採決	2005年4月28日上院可決、5月 19日下院可決、6月17日ブリュ ッセル地域議会など他の共同 体・地域議会可決
ルクセンブルク	議会採決 (2回) と諮問のための 国民投票	2005年7月10日国民投票、 56.5%賛成10月25日議会可決
ポーランド	未定	2005年7月5日議会批准手続き 決定不可、手続き延期 (日程未定)
ポルトガル	国民投票	国民投票実施延期 (日程未定)
スウェーデン	議会採決 (国民投票は予定されず)	批准手続き延期 (日程未定)
英国	議会採決と国民投票	議会批准手続き凍結

(出所) [http://europa.eu.int/constitution/ratification\\_en.htm](http://europa.eu.int/constitution/ratification_en.htm) (2007/01/16)

の異議の申し立てであった。

欧州統合やグローバル化で社会を急激に開放すれば「何かを失うのではないか」、「統合やグローバル化で自分の職や企業が脅かされるのではないか」と不安を抱く人が少なくない。このことは、前節で取り上げたフランス、オランダの投票直後の世論調査結果にも色濃く反映している。

欧州統合への展望をエリート層とは共有できない草の根の市民が、いまEUや自国についてどのように見ているのだろうか。

欧州委員会が2006年9月～10月に実施した世論調査結果（Eurobarometer66、ユーロバロメーター）によると、「EUについては事態は間違った方向に進んでいる」（33%）に対して、「EUは正しい方向に進んでいる」（33%）、「どちらとも言えない」（20%）、「無回答」（14%）。

とくに、中・東欧などの新規加盟国の市民は「EUは正しい方向に進んでいる」と評価する比率が高いのに対して、フランス、英国、ドイツなどの既存加盟国では20%台の全般的に低い比率となっている。

また、「自国については事態は間違

った方向に進んでいる」（48%）に対して、「自国は正しい方向に進んでいる」（28%）、「どちらとも言えない」（19%）、「無回答」（5%）と否定的な意見が多い。とくに、自国が直面している問題の中で、2人に1人は「失業が最大の脅威」とみている。第2位が「犯罪の増加」、以下「景気の動向」、「移民の増加」、「テロリズム」などとなっている（注13）。

第2表にみられるように、欧州統合に対する支持率については、反統合の世論が過半を占める英国はともかくとして、これまで欧州統合に主導的役割を担ってきたドイツ、フランスなどの大国で意外と低い。加盟国であることを支持する比率が50%か、それを下回るのは25カ国中、10カ国という結果である。また、EUへの好感度や欧州委員会に対する信頼度も低い。これは、欧州委員会が反統合やEUの官僚主義批判のターゲットにされていることが一因であろう。

グローバリズムへの不安や欧州統合の急激な進展に伴う国家の相対化と国民のアイデンティティの喪失感が強まっていることが、欧州委員会の各種の世論調査の結果に反映され

第2表 EU加盟国民の世論調査結果（2006年）（%）

	加盟国で あることを 支持*	加盟によ る利益*	欧州委員 会への信 頼*	EUへの好 感度	共通外交 政策支持	共通防 衛・安保 政策支持 *	拡大支持 *	EU憲法支 持**
アイランド	78 (+3)	87(0)	60(+9)	73(+5)	59(-2)	52(-6)	48(-4)	56 (+2)
ルクセンブルク	74 (-6)	67(-5)	63(+19)	52(-6)	72(-1)	85(-2)	32(-1)	64 (+1)
オランダ	72 (-5)	62(-5)	54(+1)	40(+2)	68(+2)	78(-3)	45(0)	59 (+6)
ベルギー	69 (+2)	67(-2)	68(+9)	54(-2)	74(-1)	88(-1)	46(-4)	75(-1)
スペイン	62(-4)	64(-5)	49(+6)	51(-6)	65(-4)	69(-1)	51(-5)	63(0)
リトアニア	62 (+3)	77 (+5)	59(+14)	55(+6)	73(+5)	85(+9)	68(-1)	58(-6)
ポーランド	62 (+9)	73(+11)	58(-1)	57 (+6)	78(0)	84(-2)	76(0)	62 (+1)
デンマーク	61 (+2)	74 (+4)	55(+1)	42(+7)	62(+7)	68(+1)	48(0)	45(+3)
スロバキア	61 (+7)	71(+8)	66(+10)	55(+9)	74(+2)	86(+1)	69(+4)	55(-5)
ドイツ	58(0)	49(-1)	42(+11)	42(0)	77(-1)	84(-1)	30(-3)	71(+3)
ギリシャ	57(+1)	74(+5)	68(+15)	58(+4)	80(+4)	82(+2)	71(+11)	62(+2)
スロベニア	57 (+8)	71(+9)	73(+9)	62(+5)	80(-4)	86(-4)	74(+5)	71(-5)
エストニア	56 (-8)	72(+14)	59(+22)	48(+10)	67(-4)	82(-5)	59(+3)	47 (-5)
イタリア	52(-4)	47(-5)	52(+8)	56(-7)	70(-4)	74(-4)	47(-12)	71(-3)
チェコ	51 (+2)	66(+10)	59(+6)	48(+5)	68(+3)	86(0)	65(-1)	52(+8)
フランス	50 (-1)	50(-3)	47(-2)	46(-3)	70(+5)	81(0)	34(+2)	62(+2)
ポルトガル	50 (-11)	61(-6)	60(-7)	50(-6)	59(-3)	68(-3)	54(-2)	53(-6)
スウェーデン	49 (+5)	41(+5)	53(+10)	37(+3)	51(+5)	56(-2)	53(+2)	39 (+1)
キプロス	47 (+4)	46(+5)	55(+6)	56(0)	78(-10)	89(-5)	66(-4)	64(-9)
マルタ	45 (+5)	58(+5)	57(-3)	46(-2)	55(+4)	64(+3)	66(+3)	46 (-4)
ラトビア	43 (+1)	62(+5)	46(-9)	43(+3)	73(0)	86(+1)	63(-1)	52(-4)
フィンランド	39 (-6)	46(-4)	54(+8)	34(+4)	61(+3)	62(-1)	43(-2)	45(-2)
ハンガリー	39 (-3)	41(-6)	60(-2)	36(-7)	73(0)	81(-2)	65(-1)	78(0)
オーストリア	36(-1)	43(+2)	45(-16)	34(+4)	63(+1)	62(+1)	31(0)	44(-3)
英国	34 (-2)	39(-1)	25(-25)	28(0)	48(+4)	57(-2)	36(-12)	42(-1)
EU25	53(-1)	54(-1)	47(+1)	46(-1)	68(+1)	75(-2)	46(-4)	61(0)

注\*( )は Eurobarometer63(May/June 2005)調査に対する支持率の変化を示す。

注\*\*\*( )は、Eurobarometer65(May/June 2006)調査の Eurobarometer63(May/June 2005)調査に対する支持率の変化を示す。

注\*\*\*網掛け部分は、EU25 平均値を下回る場合。

(出所)European Commission;Eurobarometer 66(December 2006)などから筆者作成

第3表 グローバリゼーションに対するEU15加盟国民の評価(%)

## 3-1: EUあるいは自国経済は開放的過ぎるか

		自国経済			グローバル 経済の進展 に適合的
		合 計	開放的過ぎる	閉鎖的過ぎる	
EU	自由主義的過ぎる	26.0	43.0	21.0	23.0
	保護主義的過ぎる	22.0	18.0	28.0	20.0
	どちらとも言えない	43.0	34.0	43.0	49.0

## 3-2: EUは自由主義的過ぎるか

	自由主義的過ぎる	保護主義的過ぎる	どちらとも言えない	無回答
EU	26.0	22.0	43.0	9.0
ギリシャ	28.0	12.0	58.0	2.0
イタリア	20.0	20.0	53.0	7.0
ポルトガル	20.0	20.0	51.0	8.0
アイルランド	18.0	24.0	50.0	8.0
スペイン	19.0	20.0	49.0	12.0
ルクセンブルク	26.0	20.0	47.0	7.0
フランス	34.0	15.0	47.0	4.0
フィンランド	16.0	26.0	45.0	12.0
ベルギー	28.0	17.0	45.0	10.0
スウェーデン	12.0	25.0	45.0	19.0
オーストリア	20.0	23.0	43.0	14.0
英 国	25.0	31.0	37.0	8.0
デンマーク	14.0	27.0	34.0	24.0
ドイツ	34.0	19.0	34.0	13.0
オランダ	16.0	44.0	32.0	9.0

### 3-3 : グローバリゼーションの分野別の評価はどうか

	肯定的な評価	否定的な評価	ゼロ評価	無回答
科学・技術進歩	83.0	13.0	1.0	4.0
加盟国間の文化交流	80.0	15.0	1.0	3.0
加盟国間の連帯	64.0	31.0	2.0	4.0
世界レベルでの民主主義	59.0	32.0	3.0	7.0
自国の経済成長	57.0	37.0	2.0	4.0
保健	56.0	34.0	4.0	6.0
公共サービスの質	51.0	37.0	5.0	7.0
環境	44.0	48.0	2.0	5.0
南北格差	41.0	48.0	3.0	8.0
自国の雇用	40.0	52.0	3.0	5.0

(注)3-2の網掛け部分はEU平均を上回る国

(出所) European Commission, EUROBAROMETER、GLOBALISATION(October2003)などから筆者作成。

ているが、グローバリズムに関してもう一つの興味深い欧州委員会の世論調査結果を紹介したい(第3表)(注14)。

とくに注目したい結果は、「EUがリベラル(自由主義的)過ぎる」と考えている26.0%の人は、43.0%も「自国経済が開放的過ぎる」とみていることである。

次に、EU15カ国の国別にみみると、ドイツ、フランスはいずれも「EUは自由主義的過ぎる」とみる割合が最も高いことである(ともに34.0%)。

社会民主や中道左派が好んで使うキーワード「包容社会」は、失業者や高齢者、移民といったいわば敗者

や弱者を排除せず、国家が中心となって社会復帰を支援することであるが、グローバル化や情報通信技術(ICT)の進展による地域や貧富の格差の拡大に端を発した貧困層や移民の増加は、各国政府の対応をはるかに超えるスピードで進んでいる。

先年亡くなったフランスの著名な社会学者ピエール・ブルデュー(Pierre Bourdieu)は、グローバリズムの結果生じている不安定就労、失業者、不法移民、ホームレスの問題を指摘し、反グローバリズムの社会運動の先頭に立ってきた。ルペン国民戦線党首は、「大統領に当選すればマーストリヒト条約からのフランス

の脱退を問う」、「反欧州統合は反移民である」と主張して予想以上の支持票を獲得した。

このような急進展するグローバル化や統合への不安の高まり、国民のアイデンティティ喪失感、国家の相対化などが最近の政治社会の潮流の変化の背景をなしていることは、前回の論稿で指摘したとおりである（注15）。

### 3. 仏の雇用紛争、進まぬ雇用制度改革

2006年3月にフランス全土を巻き込んだ雇用改革法反対の大規模ストは、シラク政権の政治基盤を揺るがすなど、政府の雇用改革の取り組みの困難さを象徴する事件であった。

以下ではフランスの動きを中心に雇用制度改革の問題をみていきたい。

2002年1月からフランス企業で実施されてきた、労働時間では先進国で最短水準といわれる週35時間労働法（オブリ法）（従来の法定週労働時間は39時間）による時短によって労働生産性が低下し、国際競争力が奪われていることへの懸念が、産業界

で急激に強まっていた。

特に、2004年5月から中・東欧8カ国がEU加盟したことから、通信分野を始めとして、自動車、鉄鋼、食品、電機、金融など高賃金を嫌って国内企業が低賃金の中・東欧へ生産拠点を移転する空洞化への警戒も政府内で強まっていた。

オブリ法を成立させた当時の与党であった現野党の社会党や労組は猛反発したものの、2005年3月、フランス議会で改正法が成立した（注16）。

各国の労働政策に影響を与えた、失業率を減らして、若者たちを中心に雇用を増やすため労働時間を分かち合うワークシェアリングの試みは転換点を迎えることになった。ラファラン首相（当時）は「もっと稼ぎたい人はもと働けるようにすべきだ」という（注17）。

欧州憲法条約の批准失敗を受けて新たに就任したドビルパン首相は、国民投票では「ノン（否）」が大幅に過半数を上回り、失業問題や政府批判が噴出したことを深刻に受け止めて、雇用創出に全力で取り組む決意を表明した。

2006年1月に発表された「初期雇用

契約」(CPE、Contrat de Première Embauche)は、次節で取り上げる2005年秋にフランスのイスラム系北アフリカ移民の若者による暴動で表面化した失業問題への対策として、26歳未満の若者が就職しやすい環境を作るため、解雇規制を緩和することで雇用を流動化する政策であった(注18)。

この新政策に対して、野党、学生、フランス総同盟(共産党系、CGT)などの労組がそのままの公布に強く反発し、3月から4月にフランス全土でストライキとデモが広がった。抗議行動の根底にはフランスの学生たちの雇用不安があった。

ドビルパン首相が打ち出したCPEは、次節の中で取り上げる前年秋に勃発した大学に行けずに雇用市場から締め出されている北アフリカ系などの移民社会の貧困層の若者らや失業者の雇用不安を払拭する目的で、「新規参入」に政策の重点を置いたものであったが、学生らは「CPEは解雇の乱発を招く。職が不安定になる」と強く反発し、抗議行動を全国で繰り広げたものである。

シラク大統領はCPEを公布する方

針を表明したが、学生らが受け入れやすくするために、①2年間の自由に解雇できる期間を1年に短縮、②解雇理由を通知することなど、新制度の一部修正を提案した。

民主主義が定着した主要国の中で、しばしばフランスの政治はいまでも街頭デモで揺らぐ風土がある(注19)。

これまでもいくつかの重要法案が国内政治を揺らした。1968年5月革命の反体制運動(政権弱体化、翌年ドゴール引退)、1986年の教育改革(担当相の辞任、大統領選で保守敗退)、1994年の若者の最低賃金削減法案(デモで撤回)、1995年の公務員社会保障改革(全交通機関ストで撤回、総選挙で保守敗退し、内閣退陣)、2003年公的部門労働者の年金制度改革などである。

このような状況下で、CPEは4月2日に施行されたものの、法改正まで運用を凍結される異例の対応となった。

1789年のフランス革命以来、この国の伝統である「街頭民主主義」がまたもや政府を揺るがした。学生のデモやストが労組や農民などを巻き込み、燎原の火のように仏全土に広

がろうとした。

1968年5月革命の再勃発を恐れたドビルパン首相は新法を撤回し、3ヵ月近くに及んだ雇用制度改革を巡る騒動は収束に向かった。最終的には、CPEに代わる失業対策として16～25歳の若者を雇用した企業への補助金を拡充するという代替法の実施に後退し、ラディカルな雇用制度改革に至らなかった。

「街頭民主主義の勝利」は、シラク大統領、ドビルパン首相の威信を著しく傷つけることとなった。

グローバル化の波が押し寄せる中で、規制緩和や市場原理への警戒感が根強くある。企業の海外移転や、中・東欧からの労働者の流入、北アフリカからの移民の流入によって自分たちの仕事が奪われかねない。増幅する不安感が広がった時に出された雇用促進策がこのCPEであった。

硬直した労働市場改革を迫られている他の国は、「フランスの動きが波及してきたら政権基盤をも揺るがしかねない」と連鎖反応を恐れた。それこそ移民排斥を訴える極右ポピュリスト政党が付け入り、勢力をさらに広げることになりかねないからで

ある。

#### 4. 移民の反乱・テロ暴発－「多文化主義」、「同化主義」試練の時

欧州の人口全体の約5.5%にあたる2,350万人の移民社会の中で、約1,500万～2,000万人と推定されるイスラム系移民は、受入国との共生や統合を巡って様々な反作用を引き起こしている。

少し古い資料になるが、移民に関するEU15カ国の1万6,000人を対象にした世論調査(2000年)（「人種・排外主義に関する欧州監視センター」）によると、「移民によって社会の安定は損なわれるか」という問いに対して、42%が「そう思う」（1997年調査の37%から5%ポイント増加）、43%が「そう思わない」（同47%から4%ポイント減少）と答えており、失業や犯罪などの社会不安に移民問題を結び付ける姿勢がみられる。

欧州各国は、いまや流入者に対して「寛大」（難民）に迎え入れていた時代から一転して「移民の選別」、「排除の論理」、「防止作戦」（不法移民）へと方向転換をはかる動きを強めて

第4表 EU各国の難民・移民対策・テロ対策と関連法改正の動き  
(2002年～現在)

	関連の諸対策と法改正の概要
デンマーク	2002年1月から移民制限を実施(配偶者や両親の呼び寄せには夫婦とも24歳以上で、一定の所得が必要、永住許可取得のための必要期間の引き上げなど)、2005年2月、難民非認定の外国人の早期本国送還のための法案可決
オーストリア	2003年1月、外国人同化法施行(非欧州出身者で永住希望する外国人への独語学習義務化)、2004年5月から中・東欧8カ国からの労働者の流入を規制(2006年5月から3年間延長)
オランダ	2005年12月、イスラム過激派防止協定(移民が通うモスクとアムステルダム区役所間の通報・監視などの取り決め)、2005年、下院議会在が難民認定を却下された2万6,000人の外国人の早期本国送還のために法案可決、2006年3月から日米など一部を除く非EUからの移住希望者に対してオランダ語などの試験を義務化
英国	2004年5月からキプロス、マルタを除く中・東欧8カ国を対象に「労働者登録制度」を導入、2005年から5カ年計画の移民規制の強化(「ポイント制」の導入による医師、技術者など熟練労働者の永住許可のビザ発給と単純労働者の規制強化など)、2005年11月、下院反テロ改正案可決(テロ容疑者の起訴前拘束期間を最大14日から28日への延長)、2007年1月からブルガリア、ルーマニアからの未熟練労働者の流入を年間2万人に制限
アイルランド	2007年1月からブルガリア、ルーマニアからの未熟練労働者の流入制限
イタリア	2002年6月、新移民法案可決(長期滞在する非EU外国人に指紋押捺を義務付け)(ボッシ・フィーニ法)、2004年5月から中・東欧8カ国からの労働者の流入規制(2006年5月から3年間延長)
ドイツ	2003年1月から外国人労働者流入の制限を目的とする新移民法の施行(外国人の滞在、労働、吸収統合に関する法律)、2004年5月から中・東欧8カ国からの労働者の流入を2年間規制(2006年5月から3年間延長)、2005年から改正移民法の施行(高度の技術や知識を持つ非EU諸国からの労働者に定住許可付与の他、移民に独語受講・試験などを義務化)

<p>フランス</p>	<p>2003年11月、正規滞在する外国人の統合政策法制定（受け入れ・統合のための契約、統合のための省庁間連絡会議の設置など）、2004年3月、公立校での宗教的所属を示す標準や服装の禁止（イスラム教徒のスカーフなど）、2004年5月から中・東欧8カ国からの労働者の流入制限（2006年5月から3年間延長）、2005年11月、暴動などで有罪となった外国人（成人のみ）の国外追放、2005年11月、優秀な留学生への滞在・労働許可手続きの簡素化・偽装結婚対策としての国籍取得条件の一部厳格化（結婚2年後を4年後に延長）、2005年12月、仏政府が国勢調査の項目に「父、祖父の出生地」を追加する構想を発表、2006年6月、新移民法制定（家族呼び寄せ廃止、偽装結婚防止、10年超の滞在の不法入国者合法化の廃止、期間3年の能力・才能滞在許可書の発給など）</p>
<p>スペイン</p>	<p>2005年2月、無犯罪証明による不法移民の合法化（6ヵ月以上滞在し、今後6ヵ月以上の雇用契約をする不法就労者に1年間の就労ビザと2年間の滞在許可を認める）、2007年1月、ルーマニア、ブルガリアからの移民労働者の流入を規制</p>
<p>EU</p>	<p>2002年2月、非EU国籍者への社会保障差別的撤廃規則を採択（EU社会への融合、域内の労働力の流動性の向上）、2002年6月、欧州理事会が不法移民規制強化など包括対策を決定、2004年5月から2年間、英国、アイルランド、スウェーデンを除く12カ国は中・東欧8カ国からの労働力移動の規制を実施（2006年5月からスペイン、ポルトガル、フィンランド、ギリシャを除く8カ国が3年間延長）、2005年1月、欧州委員会が「経済移民の管理についての共同体アプローチ」に関するグリーンペーパーを発表、2005年7月、欧州委員会がテロ攻撃に対する早期対応システム（危機管理本部の設置、情報収集・交換の促進、銀行の資金移動の監視・規制など）を提案、2005年9月、欧州委員会は独仏など12カ国に対して労働者の移動を制限する措置を早期に解除するよう要請、2005年12月、欧州理事会が不法移民やテロ対策強化（緊急対策チーム創設）を採択、2006年8月、EUがアフリカなどからの不法移民対策を強化（不法移民流入にたいおうする緊急対応部隊の創設、非EU出身の労働者の不法滞在を防ぐ共通出入国管理システムなど）、2006年10月、EUが不法移民の受け入れに関する事前協議に合意、2007年1月、スウェーデン、フィンランドを除く西欧13カ国がルーマニア、ブルガリアからの労働者の流入を規制、2007年1月、EUが包括的な移民対策を検討（不法移民を雇用した企業への罰則、国境警備の強化など）</p>

（出所）著者作成

いる。第4表は、2002年以降のEUレベル・各国レベルの難民・不法移民・テロ対策の主な動向を示したものである。

2005年10月末から11月にかけてのフランスに住むイスラム系移民2世、3世の若者の事故死事件が引き金となった暴動と、2005年7月勃発した英国籍を持つイスラム過激派による地下鉄・バス爆破同時テロ事件という、2つの事例を検証しながら、フランス、英国の2つの代表的な国で実践してきた移民同化政策が、いまや大きな岐路に差し掛かっている状況を明らかにしてみたい。

フランスでの放火・投石・破壊などの暴動のきっかけは、2005年10月27日、パリ郊外で警官に追われていると思いだんだアフリカ系少年2人が逃げ込んだ先の変電所での感電死事件であった。以後、パリ郊外からマルセーユ、ニースなどフランス全土の移民居住地域に飛び火した警察と若者集団の激しい衝突は瞬間に過激化していった。

その背景には北アフリカなどからのフランス国籍をもつイスラム系移民の若者に対する差別、深刻な失業

や貧困などで社会の底辺層に溜まる不満や怒りが充満していた。

職がいつまでたっても見つからない若者たちは、麻薬密売などの犯罪に走るものも多く、政府が長年にわたりこうした若者に対する抜本的な失業対策を放置してきたこともあり、彼らの失業率は全国平均を大幅に上回る30~40%と推定されている。

さらに、ニコラ・サルコジ内相(Nicolas Sarkozy)のたびたびの過激な発言もこの暴動をより激化させた一因であった。同相は大都市周辺の暴力を追放する「公害の大掃除」、いわゆる「郊外問題(バンリュー)(banlieues)に意欲的に取り組んできたが、このような暴動を起こす若者たちを「社会のクズ」と呼んだことで暴動がより過激化した。

ドビルパン首相は、治安回復と若者の失業問題の解決を緊急課題として突きつけられたかたちで、政権の基盤が大きく揺らぐことになった。

これまでのイスラム系移民との融和を軽視し、犯罪撲滅のため移民弾圧を過度に強化した政府の同化政策が行き詰ったとの見方が強い。

フランス憲法では「政教分離」(世

俗主義、ライシテ、laïcité) を定めており、宗教シンボル禁止法によって公立小中高等学校などの校内や関連行事でイスラム教(ムスリム)生徒のスカーフなどの着用を禁じている。

他方、フランスは「自由、平等、友愛」の法の下での民族や出身国、宗教ごとに共同体をつくらぬという国家原理、すなわち「唯一不可分の共和国」の建前をとってきたが、現実にはフランス国籍を持つイスラム移民に対する差別があり、また、いわゆる「郊外問題」に象徴される移民社会の貧困、失業が未解決のまま厳然としてある(注20)。

この事実は、シラク大統領が、国民向けのテレビ演説で「どれだけの履歴書が名前や住所を理由にゴミ箱行きになったことか」と述べ、郊外に住む移民若者が直面する雇用差別の実態を認めた(注21)。

そして、「様々な困難を抱えて郊外に住む若者たちは、どんな生まれであろうとも共和国の息子であり、娘だ」と述べて、差別の解消にあたる姿勢を示した(下線部は筆者による)(注22)。

11月9日、暴動による死者が出るなど事態の深刻さに、ドビルパン首相

は1955年に制定された非常事態宣言法をフランス全土としては50年ぶりに発動し、夜間外出禁止令が一部の地域に出された。

このようにフランス各地に広がった過激化した暴動で、国民戦線など移民排斥を訴える極右政党を勢いつかせる結果になっている。

他方、ムスリムなどの異教徒や異文化の移民のアイデンティティに寛容な「多文化主義」をとる英国でも、2005年7月、ロンドンで通勤時に起きた地下鉄・バスの同時自爆テロは、ロンドン郊外に住むパキスタン系英国籍の若者による犯行であった。郊外に住む若者という点で、フランスの暴動と奇妙に一致する。

英国人は、パキスタン系英国籍ムスリムによる自爆テロへの怒りの拳を振り上げようにも、自国民だけに向ける先がない。人々はただ「なぜ？」と自問するばかりであった(注23)。

この事件後、イスラムなど異文化に寛容過ぎる政策が、結果的にはイスラム系移民社会を英国人社会から遊離させて、かれらの疎外感、孤立感を強めてしまったことや、底辺階層の移民社会の極度の貧困や深刻な

失業が、イスラム系若者たちを過激なイスラム原理主義に走らせてしまったという批判の声が英国社会の内部からあがってきている。

「多文化主義は違いばかり強調して、共通基盤をおろそかにした。英国は分離主義に向かっている」(注24)。

「寛容、人権といった観点で移民問題を語るだけでは、有権者の本当の懸念を払拭することはできないだろう」と、ヘイゼル・ブリアーズ(Hazel Blears)労働党全国委員長は述べている(サンデー・タイムス、2006年7月10日付)(注25)。

以上のフランスと英国で勃発した暴動や同時テロ事件から、「欧州では移民統合のモデルが二つあった。英国の多文化主義とフランスの同化主義である。そのいずれもが限界に来ている」(ロンドン大学ジャックソン・プリース教授)との見方ができる。

冷戦後のグローバル化で、欧州ではいずれの国も程度の差こそあれ、急速に多民族・多文化の社会になりつつある。だからこそ社会を統合するアイデンティティや、国家を統合するナショナリズムが、新たな問題を突きつけるようになったといえる(注26)。

## おわりに一勢力を広げる右翼政党

欧州で右翼勢力や極右が存在感を増しつつ理由は、既存の政治に対する拒絶反応や政治家への不信の広がり、社会・経済的な停滞、アイデンティティ危機の三つあると指摘するのは、仏パリ政治学院パスカル・ペリノー教授(Pascal Périnaux)である(注27)。

5年前の「ルペン・ショック」は、欧州の政治潮流の変化を最も鮮明に印象付ける出来事であった。保守中道、社会民主などいずれの既成の政権与党の政治が、超スピードで進む統合やグローバル化による社会の急激な変化、欧州諸国の市民の問題意識の変化に対応できなかったことがその背景にある。

さらに、欧州でのキリスト教社会とイスラム社会との共存・同化の行き詰まり、失業・貧困・差別など底辺層のイスラム系の若者の不満の鬱積が、過激な暴動・テロなど治安悪化を引き起こす。

こうした治安不安に怯え、リストラ・失業不安など統合やグローバル化の恩恵から取り残されて、社会福祉や職場を移民に奪われると考える有権

者は、対立軸の不鮮明化した既成政党やエリート支配層に強い不満を持つ。

戦後の欧州はナチズムを否定するため極右思想には厳しく対処してきたが、右翼勢力が近年欧州で市民の一定の支持を広げつつある。右翼の定義は必ずしも明確ではないが、反欧州統合を掲げ、イスラム系などの移民を敵視し、排他的ナショナリズムを強調する点でおおむね共通する。

現在の右翼勢力は、失業・治安不安・内向きの排外志向を強める有権者の支持を取り込んで、暴力的な手段を控えつつ、ソフト路線への転換をはかり、寛容な国民政党としてのイメージをアピールして広く地盤を固めつつある。

間近に迫った仏大統領選挙で「ルペン・ショック」が再び起きるのか。確かに既成政党の危機感は強い。存在感を増す右翼政党や極右勢力は、政治の本流に確実に影響を及ぼしてきている。

(注 1) 産経新聞、2005年2月20日

(注 2) 朝日新聞、2005年2月21日

(注 3) フランス議会の上下両院合同会議は2005年2月28日、欧州憲法条約の

施行を前提とする仏憲法の条文改正を賛成730票、反対66票で承認していた。

(注 4) 日本経済新聞、2005年5月30日、  
Déclaration du Président de la République suite au référendum français sur le Traité constitutionnel européen, Palais de l'Élysée-Paris, le Dimanche 29 mai 2005

(注 5) Joint Declaration of President of the European Parliament Josep Borrell Fontelles, President of the European Council Jean-Claude Juncker and President of the European Commission José Manuel Barroso on the results of the French Referendum on the European Constitutional Treaty, IP/05/627, 29 May 2005

(注 6) ロベール・フランク (廣田功訳) 『欧州統合史のダイナミズム—フランスとパートナー国』(日本経済評論社、2003年)、36頁。

(注 7) 脇坂紀行『大欧州の時代—ブリュッセルからの報告』(岩波新書、2006年) 165~167頁、Commission européenne, La Constitution européenne: sondage post-référendum en France (EUROBAROMETER,

Flash Eurobaromètre 171, 30 & 31 mai 2005), p.18.

(注 8) 脇坂、前掲書、168頁, European Commission, The European Constitution : post-referendum survey in The Netherlands (EUROBAROMETER, Flash Eurobarometer 172, 02/04 June 2005), p.16.

(注 9) 朝日新聞、2005年6月3日、日本経済新聞、2005年6月2日

(注10) Le Monde, 3 juin 2005, Europe: un pas de plus vers la crise.

(注11) Le Monde, 3 juin 2005, Jacques Chirac invite les Vingt-cinq à se donner le temps de la réflexion sur la Constitution.

(注12) 拙稿「反グローバリズム、反統合、高失業、難民・不法移民—EU政治潮流の右傾化の要因を読み解く」(『季刊 国際貿易と投資』、2002年秋号第13巻第1号通巻49号)、72頁。

(注13) European Commission, EUROBAROMETRE65, March-April 2006, EUROBAROMETER66, September-October 2006.

(注14) European Commission, EUROBAROMETER, GLOBAL-

ISATION, October 2003.

(注15) 拙稿、前掲論文、72～73頁。

(注16) 「週35時間」を基本原則として維持するが、実質的に超過勤務時間を含め「週40時間」まで可能。年間180時間の超過勤務時間を220時間まで法律上認めるというもの。

(注17) 朝日新聞、2005年2月5日

(注18) 20人以上の従業員の企業は26歳未満の若者を正規に雇用する場合、試用期間の当初2年間は理由を通知しなくとも解雇でき、試用期間後は期限を設けなくて無期雇用契約に切り替わるというものである。

(注19) 富永格「水/地平線—楽しく危うい『街頭政治』」、朝日新聞、2006年4月2日。

(注20) 内藤正典『ヨーロッパとイスラーム』(岩波新書、2004年) 129～130頁。

(注21) 朝日新聞、2005年11月15日

(注22) 読売新聞、2005年11月16日

(注23) 朝日新聞、2005年7月21日

(注24) 日本経済新聞、2005年11月23日

(注25) 毎日新聞、2006年12月21日

(注26) 外岡秀俊「フランス暴動と英テロ—限界示す欧州移民政策」朝日新聞 2005年11月17日。

(注27) 朝日新聞、2006年12月1日